

高等司法研究科

教育目標、ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー及びアドミッション・ポリシー

【教育目標】

大阪大学の教育目標を受けた、専門職大学院としての本研究科の教育の理念及び目標は、「新時代を担う真の Legal Professionals の育成」です。多様なバックグラウンドを有する学生を多数受け入れ、高度の法的知識、能力、豊かな人間性、厳格な職業倫理を兼ね備え、かつ、ひとりひとりの国民がそれぞれに社会的責任を持った主体として自由で公正な社会の構築に参画することが求められる社会に貢献する法曹を養成することを目指しています。そのため、以下の重層的な目的を掲げています。

- (1) 法科大学院は、法曹養成教育プロセスの第一段階ですので、①将来の法曹としての実務に必要な基礎的な知識及び技能を確実に修得させること、②その基礎にたつて、理論的かつ実践的な応用能力を身につけさせることを目指します。
- (2) 人間や社会のあり方に関する幅広い問題関心を持ち、複眼的思考と深い洞察力をもって既存の法律知識を批判的に検討しながら、発展させていく創造的な思考力、同時に豊かな人間性と高い倫理性を有する総合的・全人格的な能力の涵養を目指します。
- (3) 商都大阪という立地から、ビジネス法に重点を置いた教育を実施し、地域社会に貢献・寄与できる法曹を養成することを目指します。

【ディプロマ・ポリシー】

大阪大学のディプロマ・ポリシーのもとに、以下の本研究科のディプロマ・ポリシーを定めました。

専門職大学院である本研究科の標準修業年限は3年で、所定の科目群から合計98単位以上を修得し、(1)から(4)までの知識、能力を身につけ、司法試験に合格しうる学生に「法務博士」学位を授与します。

本研究科の課程において必要とする法学の基礎的な学識を有すると教授会が認めた者(法学既修者)については、1年次配当の必修科目34単位を修得したものとみなします。また、法学既修者については、修了に要する在学期間につき1年を超えない範囲で、本研究科が認める期間在学したものとみなすこととなりますので、2年で本研究科課程を修了することができます。

- (1) 十分な法律知識を身につけ、的確な文章表現で自分の考えを示すことができる
- (2) 司法修習に即応できる実務の知識・技能を身につけている
- (3) 多角的視点から社会的事象を捉えることができる
- (4) 豊かな人間性と高い職業倫理を身につけている

【カリキュラム・ポリシー】

大阪大学のカリキュラム・ポリシーのもとに、本研究科は、法曹養成教育プロセスの第一段階としての教育目標を実現するために、以下の4つの柱に即してカリキュラムを構築しています。

- (1) 少人数教育と段階的かつ完結的な履修を可能にするカリキュラムの設定
- (2) 「理論と実務の架橋」を目指し、内容面と主体面ともに実務家との密接な協力に基づく実務系科目の段階的配置
- (3) 幅広い視野・関心及び複眼的思考による深い洞察力と国際性を涵養するための充実した基礎法学・隣接科目の提供並びに法曹としての責任・倫理観を陶冶するための法曹倫理の必修化
- (4) 現代社会の多様な法的ニーズにこたえられる展開・先端法領域での授業科目の提供

これらを具体化するために、学年進行的に、①「理論」的性格の強い授業科目から、「実務」的性格の強い授業科目へと比重が移行していくように、また、②全体として「基礎」から「応用」さらには「演習」ないし「展開・先端」へと推移していくように授業科目を配置しています。特に、法律基本科目では「基礎」から「応用」そして「総合」という積上げ型学修を徹底しています。

さらに、法学未修者を念頭において、法学学修の手ほどきをする導入的科目を配置しています。各科目の単位認定については、次の段階に進めるレベルに達したかどうかを絶対的に評価して決定し、そのレベルに達した者については相対的評価によって成績を決定します。

【アドミッション・ポリシー】

大阪大学のアドミッション・ポリシーのもとに、本研究科は、法科大学院制度の理念及び本研究科の理念に共感し、教員や同級生とともに研鑽を積む学生を求めています。単なる知識の習得や一つの答えに満足せず、柔軟な発想のもとに「考える」という論理的プロセスを大事にし、自らが設定する課題を探究しようとする学生、また、厳格な成績評価・修了認定に耐えるだけの努力を惜しまない学生、を求めています。

具体的には、①法学の基礎的な学識を既に修得した者（法学既修者）、②法学以外の専門知識を十分に修得した者、または社会において多様な知識を獲得し、経験を積んだ者（法学未修者）を求めています。

法学既修者については、一般選抜（法学既修者コース）を実施しています。一次選抜として学部の成績、志望理由書、適性試験の点数等による書類選考を行い、その合格者に対して、憲法・行政法・民法・商法・民事訴訟法・刑法・刑事訴訟法の論文式試験を課しています。

法学未修者については、一般選抜（法学未修者コース）と社会人や他学部・他学科卒業生を対象とする特別選抜を実施しています。一般選抜（法学既修者コース）と同様の書類選考による一次選抜の合格者に対して、一般選抜（法学未修者コース）では小論文試験を、特別選抜では口述試験をそれぞれ課しています。小論文試験も口述試験も法律知識を問うものではありません。

一般選抜の法学既修者コースと法学未修者コースは併願できます。また、一般選抜の法学未修者コースと特別選抜も併願できます。